

認めません！

ニセモノが引き起こす 様々な被害！

偽ブランド品などの知的財産侵害物品は、日本への持ち込みが禁止されています。ニセモノ被害に遭わないために、しっかり知識を持ちましょう。

1

ホンモノを製造・販売している企業の利益を害するなど、経済へ悪影響を及ぼします。

2

ニセモノの販売によって得られた収益は組織犯罪グループの資金源となっているといわれています。

3

ニセモノは安全性が確保されていません。ニセモノを使用することは、思わぬ事故や健康被害のリスクを伴います。

許しません！

税関でニセモノが 見つかったら、どうなるの？

税関検査によって、知的財産を侵害すると疑われる物品が発見された場合には、それが知的財産を侵害しているかどうかを判断するための手続き（認定手続）が開始されます。認定手続により知的財産侵害物品であると判断されると、税関により没収され、日本へ輸入ができません。

厳しい罰則！

厳しい罰則が科せられる こともあります！

10年以下
の懲役！

1000万円
以下の罰金！

(※関税法第109条第2項)

税関へのお問い合わせ、 ご連絡先

税関相談官（室）

函館税関	0138-40-4261
東京税関	03-3529-0700
羽田税関支署(旅客・手荷物)	050-5533-6962
成田税関支署(旅客・手荷物)	0476-34-2128~9
東京外郵出張所	03-5665-3755
横浜税関	045-212-6000
川崎外郵出張所	044-270-5780
名古屋税関	052-654-4100
中部空港税関支署	0569-38-7600
中部外郵出張所	0569-38-1524
大阪税関	06-6576-3001
関西空港税関支署	072-455-1600
大阪外郵出張所	072-455-1850
神戸税関	078-333-3100
門司税関	050-3530-8372
福岡空港税関支署	092-477-0101
福岡外郵出張所	092-663-6260
長崎税関	095-828-8619
沖縄地区税関	098-863-0099
那覇外郵出張所	098-854-8292

詳しくはWEBサイトをご覧ください。

<https://www.customs.go.jp>

税関

検索



ニセモノは、 買わない！ 騙されない！ 持ち込まない！

偽ブランド品などの
知的財産侵害物品は、
日本への持ち込みが
禁止されています。
海外旅行でニセモノ被害に
遭わないために、
しっかり知識を持ちましょう。



税関

JAPAN CUSTOMS

FAKE ZERO PROJECT

China Customs Japan Customs Korea Customs

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

税関が取り締まっているのは、不正薬物だけじゃない。 偽ブランド品などの知的財産侵害物品も輸入は認めません！

輸入しては
ならない
貨物

関税法第69条の11第1項

- (1) 麻薬等の不正薬物
- (2) 拳銃、小銃、機関銃等
↳
- (9) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品(下記9の2を除く)
- (9の2) 海外の事業者が郵送等により日本国内に持ち込む意匠権又は商標権を侵害する物品
- (10) 周知表示混同惹起品、著名表示冒用品、形態模倣品、営業秘密侵害品、技術的制限手段無効化装置

※(9)～(10)に該当するものを、知的財産侵害物品と
いいます。

あらゆるところに

危険！こんなものにも
ニセモノが！！

税関では、あらゆるニセモノがたくさん差し止められています。最近では、医薬品のニセモノも多く見受けられ、これには有効成分が入っていなかったり、不純物が混入している場合もあり、健康被害のリスクを伴います。

旅行を楽しむために

ニセモノの被害に
遭わないために…

近年、著名なブランドの商標やデザイン等を勝手に使用したニセモノが氾濫しています。あなたが購入しようとしている商品は大丈夫ですか。

1

極端に値段が安い商品には注意
する。

2

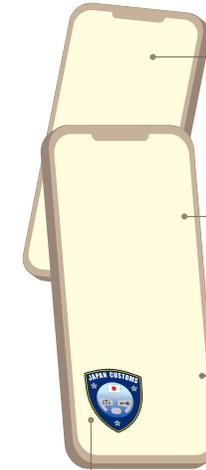
品質・取扱表示、保証書の内容が
正しく記載されているか
よく確認する。

3

素材や縫製技術、包装状態など
から製品の吟味をしっかり行う。

4

アフターサービスを受けてくれる
など、信頼できるお店で購入する。



ボタンの配置や構造

物品の形状や構造、組合せを工夫した考案

リチウムイオンバッテリーを使用した携帯電話

自然法則を利用した、新規性・進歩性のある発明

携帯電話のデザイン

独創的で美しい外観を有する物品のデザイン(形状、模様、色彩等)

ブランドのマーク・ロゴマーク

自己の商品やサービスに使用するマーク(文字、図形、記号、これらの組合せ等)

著作権

創作性のある文芸、学術、音楽、ソフトウェアなどの著作物(著作隣接権を含む)

不競法による
差止請求権等

周知表示を使用し、他人の商品等と混同を惹起する製品、著名表示を冒用する製品、形態模倣品、営業秘密を侵害する製品、技術的制限手段を無効化する装置

育成者権

植物の新品種

回路配置
利用権

IC等の半導体の回路配置(マスクワーク)

実用
新案権

特許権

意匠権

商標権